

令和4年（2022年）

11月那覇市議会定例会

議案書

令和4年11月28日

令和4年（2022年）11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第83号	那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	1
議案第84号	那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	5
議案第85号	那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	35
議案第86号	那覇市公設市場条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	経済観光部 なはまち振興課	39
議案第87号	那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	消防局 予防課	47
議案第88号	那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境常任委員会	上下水道局 総務課	51
議案第89号	那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境常任委員会	上下水道局 企画経営課	55
議案第90号	令和4年度那覇市一般会計補正予算（第5号）	予算決算常任委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第91号	令和4年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第92号	令和4年度那覇市水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第93号	令和4年度那覇市下水道事業会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊

令和4年(2022年)11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第94号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更について	総務常任委員会	企画財務部 企画調整課	63
議案第95号	那覇市国場児童館の指定管理者の指定について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 こども政策課	67
議案第96号	工事請負契約について(若狭小学校屋内運動場改築工事(建築))	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	69
報告第43号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済常任委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	71
報告第44号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済常任委員会	経済観光部 なはまち振興課	73
報告第45号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	75
報告第46号	専決処分の報告について(市道松山25号穴ぼこによる車両損傷事故)	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	77
報告第47号	専決処分の報告について(鳥堀公園の樹木の侵入根による排水管詰まり事故)	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 公園管理課	79
報告第48号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	81
報告第49号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	83

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、特別職職員の期末手当支給割合を
引き上げるため、この案を提出する。

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市特別職職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和4年11月30日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那覇市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

令和 4 年 10 月 4 日付けの沖縄県人事委員会の給与勧告を踏まえ、一般職職員の給料及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため、この案を提出する。

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条の4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>(管理職員にあっては、<u>100分の55</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	

32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		

76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				

	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	

27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		

71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				

	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600	

24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	

	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400

8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900

52	223, 800	259, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200
53	224, 100	260, 700	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500
54	224, 900	262, 000	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800
55	225, 600	263, 300	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100
56	226, 400	264, 400	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400
57	227, 100	265, 200	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700
58	228, 000	266, 500	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000
59	228, 700	267, 800	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300
60	229, 400	269, 100	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700
61	230, 300	270, 000	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900
62	231, 000	271, 200	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200
63	231, 900	272, 500	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500
64	232, 900	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800
65	233, 500	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000
66	234, 200	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	
67	234, 900	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	
68	235, 600	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	
69	236, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	
70	236, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	
71	237, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	
72	238, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	
73	238, 700	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	
74	239, 400	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	
75	240, 100	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	
76	240, 600	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	
77	241, 000	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	
78	241, 600	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400	
79	242, 200	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900	
80	242, 800	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400	
81	243, 100	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700	
82	243, 500	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200	
83	243, 900	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
84	244, 200	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000	
85	244, 500	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
86		289, 500	325, 400	346, 300		
87		289, 700	325, 600	346, 600		
88		289, 900	326, 000	346, 900		
89		290, 300	326, 400	347, 300		
90		290, 500	326, 800	347, 600		
91		290, 700	327, 200	348, 000		
92		290, 900	327, 600	348, 300		
93		291, 300	327, 900	348, 700		
94		291, 500	328, 100	349, 000		
95		291, 700	328, 500	349, 300		

	96		292,000	328,800	349,600		
	97		292,400	329,000	349,900		
	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		
	101		293,500	330,100	351,600		
	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	

20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200

64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		

108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		
143	302, 900	333, 900		
144	303, 200	334, 300		
145	303, 400	334, 600		
146	303, 600	335, 000		
147	303, 900	335, 400		
148	304, 300	335, 800		
149	304, 500	336, 100		
150	304, 700	336, 500		
151	305, 000	336, 900		

152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100	

18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000

62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000

2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400

46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		

90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	

14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200

58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		

102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		
143	302, 900	333, 900		
144	303, 200	334, 300		
145	303, 400	334, 600		

146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条の4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ</p>

<p>その基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>その基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の117.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>(那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)</p> <p>第3条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

[改正前 別記]
[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	<u>152,500</u>	<u>205,200</u>	<u>239,700</u>	<u>274,600</u>	<u>301,300</u>

[改正後 別記]
[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	<u>156,500</u>	<u>208,200</u>	<u>242,400</u>	<u>276,000</u>	<u>301,800</u>

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例(以下この項及び第4項において「第1条改正後給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第4項において「改正後任期付職員条例」という。)の規定は令和4年4月1日から、第1条改正後給与条例第26条の4第2項の規定は令和4年11月30日から適用する。
(異動者の号給の調整)
- 3 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 4 第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

総務省通知を踏まえ、フルタイムの会計年度任用職員の退職手当に関する支給対象要件を緩和し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に<u>規定する</u>会計年度任用職員については、この限りでない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第14条第2項において「勤務日数」という。</u>)が18日(1月間の日数(那覇市の休日定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第14条第2項において「職員みなし日数」という。</u>)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に<u>掲げる</u>会計年度任用職員については、この限りでない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当</p>

該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)～(2) [略]

3～14 [略]

該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)～(2) [略]

3～14 [略]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市職員退職手当支給条例の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例制定について

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

再整備中である那覇市第一牧志公設市場につきまして、仮設市場から新市場への位置の変更及び新たな施設の追加に伴う所要の規定の整備並びに字句の修正等をするため、この案を提出する。

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市内に市場を設置し、その名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 本市内に市場を設置し、その名称及び位置は、<u>次の表</u>のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="842 562 1426 786"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇市宇栄原公設市場</td> <td>那覇市宇栄原4丁目17番9号</td> </tr> <tr> <td>那覇市第一牧志公設市場</td> <td>那覇市松尾2丁目10番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設の構成)</p> <p>第2条の2 <u>市場は、次に掲げる施設(那覇市宇栄原公設市場にあっては、第1号に掲げる施設)をもって構成する。</u></p> <p>(1) <u>店舗</u></p> <p>(2) <u>倉庫</u></p> <p>(3) <u>作業室</u></p> <p>(4) <u>事務室</u></p> <p>(5) <u>多目的室</u></p> <p>(6) <u>調理体験室</u></p> <p>(<u>倉庫等の使用許可を受けることができる者の範囲</u>)</p> <p>第2条の3 <u>前条第2号から第4号までに掲げる施設について、第3条第1項又は第2項の規定による許可(以下「使用許可」という。)を受けることができる者は、前条第1号に掲げる施設の使用許可を受けている者とする。</u></p> <p>(<u>店舗で営業することができる時間</u>)</p> <p>第2条の4 <u>第2条の2第1号に掲げる施設で営業することができる時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(<u>多目的室等の利用時間及び定休日</u>)</p> <p>第2条の5 <u>第2条の2第5号及び第6号に掲げ</u></p>	名称	位置	那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号	那覇市第一牧志公設市場	那覇市松尾2丁目10番1号
名称	位置						
那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号						
那覇市第一牧志公設市場	那覇市松尾2丁目10番1号						

(使用許可)

第3条 市場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可する使用期間は、2年とする。ただし、市長が市場の管理上必要があると認めるときは、当該期間を2年未満とすることができる。

3 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用期間満了後引き続き市場を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、使用を許可する場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

る施設を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の施設は、次に掲げる日には利用することができないものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 1月1日から1月3日までの日

(2) 6月23日(慰霊の日)

(使用許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第2条の2第1号から第4号までに掲げる施設(以下「店舗等」という。)について、前項又はこの項の規定による許可を受けた者が、許可を受けた期間の満了後引き続き当該施設を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 店舗等の使用許可の期間(第15条及び別表第1備考2において「使用期間」という。)は、2年とする。ただし、市長が施設の管理上必要があると認めるときは、当該期間を2年未満とすることができる。

4 市長は、使用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 市場を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用を許可しない。

(1)～(2) [略]

(3) その他市長が市場の管理上不適当と認める者

(使用料)

第5条 使用料は、別表第2により算定した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他市長が不適当と認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第2条の2第1号に掲げる施設の使用許可をしない。

(1)～(2) [略]

(使用料)

第5条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、店舗等については別表第1、第2条の2第5号及び第6号に掲げる施設については別表第2により算定した額の使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、店舗等の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、規則で定めるところにより第2条の2第5号又は第6号に掲げる施設の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市が主催又は共催をする行事に利用する場合

(2) 公共団体又は公共的団体が公用又は公共の目的で利用する場合

(3) 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合

(4) 構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合

(5) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合

(6) 通り会、商店街その他の市長が認める団体が利用する場合

(使用料の返還)

第7条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用者の禁止事項)

第8条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 使用許可を受けた用途以外に使用すること。
- (2) [略]
- (3) 使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を設置し、変更し、若しくは廃止すること。
- (4) [略]

2 [略]

(物件の撤去及び搬出)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件がある場合は、その使用者に対し当該物件の撤去又は搬出を命ずることができる。

- (1) [略]
- (2) 工作物等で市長の許可なく設置された物又は使用場所の返還後も撤去又は搬出されない物
- (3) [略]

(立入検査等)

第10条 市長は、市場の管理上必要があると認めるときは、職員をして市場内に立ち入らせ、必要な検査又は調査を行わせることができる。

2 前項により立入検査等を行う職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(損害賠償)

(7) その他市長が必要と認める場合

(使用料の還付)

第7条 既に納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の禁止事項)

第8条 [略]

- (1) 使用許可を受けた施設の用途以外に使用すること。
- (2) [略]
- (3) 施設の原状に変更を加え、又は工作物等を設置し、変更し、若しくは廃止すること。
- (4) [略]

2 [略]

(物件の撤去及び搬出)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件がある場合は、当該物件を放置し、又は設置した使用者に対し当該物件の撤去又は搬出を命ずることができる。

- (1) [略]
- (2) 工作物等で市長の許可なく設置された物又は施設の返還後も撤去又は搬出されない物
- (3) [略]

(立入検査等)

第10条 市長は、管理上必要があると認めるときは、職員をして施設内に立ち入らせ、必要な検査又は調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(損害賠償)

<p>第11条 使用者の責めに帰すべき事由により市場を<u>破損し</u>、又は滅失したときは、使用者は、これを原状に復し、又はそれに要する費用の全額を賠償しなければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用許可の条件に違反して<u>市場</u>を使用したとき。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>第13条 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、<u>使用場所</u>を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(返還時の検査)</p> <p>第15条 使用者は、使用期間の満了等により<u>使用場所</u>を返還するときは、市長の指示に従い、自己の費用で原状に復し、市長の検査を受けなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>別表第1(第2条関係) [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>第11条 使用者の責めに帰すべき事由により市場を<u>損傷し</u>、又は滅失したときは、使用者は、これを原状に復し、又はそれに要する費用の全額を賠償しなければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、<u>施設の使用</u>を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用許可の条件に違反して<u>施設</u>を使用したとき。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>第13条 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、<u>使用許可をした施設</u>を変更し、<u>当該施設の使用</u>を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(返還時の検査)</p> <p>第15条 使用者は、使用期間の満了等により<u>施設</u>を返還するときは、市長の指示に従い、自己の費用で原状に復し、市長の検査を受けなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>4 <u>那覇市公設市場条例の一部を改正する条例(令和4年那覇市条例第 号)の施行の日(以下この項において「改正条例施行日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までの間、令和5年3月4日において那覇市第一牧志公設市場2階の使用許可を受けていた者であって、改正条例施行日において那覇市第一牧志公設市場1階の施設の使用許可を受けたものに対する別表第1店舗の項の規定の適用については同項中「8,100円以内で規則で定める額」とあるのは、「4,212円」とする。</u></p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p>	

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 5 改正表の表示に対応する改正後表の表示がない場合には、当該改正表を削る。
- 6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び改正部分に係るけい線を削る。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

用途	金額(1平方メートルにつき月額)
[略]	
倉庫	[略]
冷蔵庫設置	1,080円以内で規則で定める額
事務室	[略]
冷蔵庫	3,240円以内で規則で定める額

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

施設	額(1平方メートルにつき月額)
[略]	
倉庫	[略]
作業室	3,240円以内で規則で定める額
事務室	[略]

備考

- 1 使用料の算定に用いる施設の面積は、小数点第3位以下の端数は切り捨てるものとする。
- 2 月の中途において使用期間が開始し、又は終了する場合の当該月分の額は、日割り計算によるものとする。
- 3 算定した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

施設	額(1時間につき)

	室料	冷房料
多目的室大	1,300円以内で規則で定める額	100円以内で規則で定める額
多目的室小	700円以内で規則で定める額	100円以内で規則で定める額
調理体験室	1,000円以内で規則で定める額	200円以内で規則で定める額

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

屋内消火栓設備の設置基準を改めるとともに、防火対象物の使用の廃止等をする場合の届出について定め、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 [略]</p> <p>2 前項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く階数が5以上の防火対象物で各階における屋内消火栓の設置個数が1個のものに設ける屋内消火栓設備は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 水源の水量は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、5.2立方メートル以上</p> <p>イ 令第11条第3項第2号イに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、2.4立方メートル以上</p> <p>ウ 令第11条第3項第2号ロに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、3.2立方メートル以上</p> <p>(2) ノズルの性能は、同時開口数2個の場合に、それぞれのノズルの先端において、次のとおりとすること。</p> <p>ア 令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上のもの</p> <p>イ 令第11条第3項第2号イに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、放水圧力が0.25メガパスカル以上で、かつ、</p>	<p>(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 [略]</p>

放水量が60リットル毎分以上のもの
ウ 令第11条第3項第2号口に掲げる防
火対象物又はその部分に設置する屋
内消火栓設備にあつては、放水圧力
が0.17メガパスカル以上で、かつ、
放水量が80リットル毎分以上のもの

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに法施行規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4～5 [略]

(スプリンクラー設備に関する基準)

第38条 [略]

2 [略]

3 第1項又は令第12条第1項の規定により設けるスプリンクラー設備に附置する非常電源は、前条第4項の規定の例により設けなければならない。

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第39条 [略]

2～3 [略]

4 第1項又は令第13条第1項の規定により設ける水噴霧消火設備又は泡消火設備に附置する非常電源は、第37条第4項の規定の例により設けなければならない。

(防火対象物の使用開始等の届出)

第57条 [略]

2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに法施行規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3～4 [略]

(スプリンクラー設備に関する基準)

第38条 [略]

2 [略]

3 第1項又は令第12条第1項の規定により設けるスプリンクラー設備に附置する非常電源は、前条第3項の規定の例により設けなければならない。

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第39条 [略]

2～3 [略]

4 第1項又は令第13条第1項の規定により設ける水噴霧消火設備又は泡消火設備に附置する非常電源は、第37条第3項の規定の例により設けなければならない。

(防火対象物の使用開始等の届出)

第57条 [略]

2 前項に規定する防火対象物を使用する者は、当該防火対象物の使用を中止し、又は廃止する場合は、速やかに、その旨を消防署長に届け出なければならない。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員等の給与に関する
規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第7条、第8条及び第15条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、1967年7月1日から適用する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)(以下「職員」と総称する。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第20条 第7条、第8条及び第15条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>付 則</p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、1967年7月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 令和14年3月31日までの間、第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>及び那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第3条第4項に規定する<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>とする。</p> <p><u>3 令和14年3月31日までの間、第7条、第8条</u></p>

及び第15条の規定は、那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員及び同条例付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員には、適用しない。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例
制定について

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに制定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

下水道使用料の額を改定するとともに、下水道使用料、水道料金等の額を外
税方式による表示に改め、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

(那覇市下水道条例の一部を改正する条例)

第1条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の算定)</p> <p>第34条 使用料の額は、<u>毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、次に定めるところにより算定した基本料金と従量料金の合計額とする。</u></p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額は、<u>前項の使用料の額に110分の100を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(月の中途における使用料算定の特例)</p> <p>第35条 使用月の中途において、<u>公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときにおける使用料は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1) <u>使用日数が15日以内の場合において、排出汚水量が基本排出汚水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1の額</u></p> <p>(2) <u>使用日数が15日以内の場合において、排出汚水量が基本排出汚水量の2分の1を超えるとき 1月分とみなして</u></p>	<p>(使用料の算定)</p> <p>第34条 使用料の額は、<u>使用月ごとに、次の表により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額は、<u>使用月ごとに、前項の表により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額とする。</u></p> <p>第35条 削除</p>

算定した額
(3) 使用日数が15日を超える場合 1月 分とみなして算定した額
備考
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

[改正前 別記]

[第34条第1項の表]

種別		区分	排出汚水量	料金
一般 汚水	基本		10立方メートルまで	639円
	従量(1立方 メートルに つき)		10立方メートルを超え30立方メートルまで	85円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	101円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	138円
			100立方メートルを超え300立方メートルまで	165円
			300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	200円
			1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	210円
			8,000立方メートルを超えるもの	220円
公衆浴場汚水		1立方メートルにつき	18円	
備考 この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいい、「一般汚水」とは、それ以外の汚水をいう。				

[改正後 別記]

[第34条第1項の表]

種別	区分	基本使用料	従量使用料(排出汚水量1立方メートルにつき)	
一般汚水		512円	5立方メートルまで	10円
			5立方メートルを超え10立方メートルまで	12円
			10立方メートルを超え15立方メートルまで	86円
			15立方メートルを超え25立方メートルまで	88円
			25立方メートルを超え35立方メートルまで	92円
			35立方メートルを超え50立方メートルまで	103円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	136円
			100立方メートルを超え300立方メートルまで	160円

		300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	194円
		1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	202円
		8,000立方メートルを超えるもの	210円
公衆浴場汚水	0円	1立方メートル以上	17円
備考			
<p>1 この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいい、「一般汚水」とは、それ以外の汚水をいう。</p> <p>2 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合で使用日数が15日以内のときにおける当該使用月の基本使用料の額は、この表の基本使用料の欄に定める額の2分の1の額とする。</p>			

(那覇市水道給水条例の一部を改正する条例)

第2条 那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した<u>基本料金と従量料金の合計額</u>とする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、<u>基本料金と従量料金の合計額に110分の100を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第26条 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における料金は、<u>次の各号に定める区分に応じ、当該各号により算定した額とする。</u></p> <p>(1) 使用日数が15日以内の場合は、基本</p>	<p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した<u>額に100分の110を乗じて得た額</u>とする。<u>この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、<u>1月につき、前項の表により算定した額とする。</u></p> <p>第26条 削除</p>

<p>料金の2分の1の額に従量料金の額を加えた額とする。</p> <p>(2) <u>使用日数が15日を超える場合は、1月分とみなす。</u></p> <p>2 <u>月の中途において口径又は用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。</u></p> <p>(加入金)</p> <p>第29条 <u>給水装置の新設工事又は改造工事(増径)の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、次の表に定める額をその申込みの際に納付しなければならない。</u></p> <p>[表 別記]</p> <p>2 <u>前項による給水装置の改造工事(増径)の場合は、新旧メーターの口径に係る加入金額の差額を加入金額とする。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>(加入金)</p> <p>第29条 <u>給水装置の新設工事の申込みを行う者は、加入金として、設置するメーターの口径に応じて、次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額をその申込みの際に納付しなければならない。</u></p> <p>[表 別記]</p> <p>2 <u>給水装置の改造工事(メーターの口径を増径するものに限る。)の申込みを行う者は、改造工事後のメーターの口径に係る前項の表に定める額と既存のメーターの口径に係る同表に定める額との差額に100分の110を乗じて得た額をその申込みの際に納付しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>3 前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

[改正前 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	料金
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	631円	5まで	56円
				5を超え10まで	104円
				10を超え15まで	146円
				15を超え25まで	176円
		25を超え35まで	218円		
		25ミリメートル	1,711円	35を超え50まで	254円
		50を超え100まで	283円		
			100を超え300まで	308円	

				300を超えるもの	327円
		40ミリメートル	4,237円	50まで	254円
				50を超え100まで	283円
				100を超え300まで	308円
				300を超えるもの	327円
		50ミリメートル	10,052円	100まで	283円
		75ミリメートル	22,030円	100を超え300まで	308円
				300を超えるもの	327円
		100ミリメートル	58,605円	300まで	308円
		150ミリメートル以上	105,518円	300を超えるもの	327円
		連合専用給水装置を使用するものは、メーター口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。			
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき71円とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき 2,699円			
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき 327円			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 327円			
備考 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。					

[改正後 別記]

[第23条第1項の表]

種類	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)			
				使用水量(単位は立方メートル)	金額		
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	574円	5まで	50円		
				5を超え10まで	95円		
				10を超え15まで	133円		
				15を超え25まで	160円		
				25を超え35まで	198円		
				35を超え50まで	231円		
		25ミリメートル	1,556円	50を超え100まで	257円		
				100を超え300まで	280円		
				300を超えるもの	297円		
				40ミリメートル	3,852円	50まで	231円
						50を超え100まで	257円
						100を超え300まで	280円
300を超えるもの	297円						
50ミリメートル	9,139円	100まで	257円				
75ミリメートル	20,028円	100を超え300まで	280円				

			300を超えるもの	297円
		100ミリメートル	53,278円	300まで
		150ミリメートル以上	95,926円	300を超えるもの
		連合専用給水装置を使用するものは、 <u>メーターの口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金の算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。</u>		
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき <u>65円</u> とする。		
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき <u>2,454円</u>		
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき <u>297円</u>		
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき <u>297円</u>		
備考				
1 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。				
2 専用給水装置に係る額は、基本料金(月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合で使用日数が15日以内のときにあつては、この表の基本料金の欄に定める額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて得た額))及び従量料金の合計額とする。				
3 月の中途において用途又はメーターの口径に変更があつた場合は、その月の全期間において、使用日数の多い用途又はメーターの口径(使用日数が等しいときにあつては、変更後の用途又はメーターの口径)であつたものとみなして算定する。				

[改正前 別記]

[第29条第1項の表]

メーター口径	金額
13ミリメートル	<u>23,100円</u>
20ミリメートル	<u>61,600円</u>
25ミリメートル	<u>105,600円</u>
40ミリメートル	<u>359,700円</u>
50ミリメートル	<u>746,900円</u>
75ミリメートル	<u>1,796,300円</u>
100ミリメートル	<u>4,675,000円</u>
150ミリメートル以上	<u>8,956,200円</u>

[改正後 別記]

[第29条第1項の表]

メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>21,000円</u>
20ミリメートル	<u>56,000円</u>
25ミリメートル	<u>96,000円</u>
40ミリメートル	<u>327,000円</u>
50ミリメートル	<u>679,000円</u>

75ミリメートル	1,633,000円
100ミリメートル	4,250,000円
150ミリメートル以上	8,142,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市下水道条例の規定は、令和5年6月以後の月分として算定する使用料から適用し、同年5月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の那覇市水道給水条例(次項において「新給水条例」という。)第23条の規定は、令和5年6月以後の月分として算定する水道料金から適用し、同年5月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。
- 4 新給水条例第29条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る加入金について適用し、同日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することに係る協議について、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一部を変更し、及び当該組合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 290 条の規定によりこの案を提出する。

南部広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合規約（平成4年沖縄県指令総第713号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること（豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係るものに限る。）

別表に次のように加える。

6 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務	豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町、久米島町	民生費	均等割 監査件数割	5% 95%
---	----------------------------------	-----	--------------	-----------

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

南部広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。</p> <p>ア 広域観光事業</p> <p>イ 広域文化事業</p> <p>ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業</p> <p>エ 広域的人材育成及び人材活用事業</p> <p>オ 広域研修事業</p> <p>カ 地域イベント助成事業</p> <p>キ 地域間交流事業</p> <p>ク 地域産業育成事業</p> <p>ケ 地域づくり支援事業</p> <p>(2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。</p> <p>(3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること(那覇市及び浦添市に係るものに限る。)</p> <p>(4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること(糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。)</p> <p>(5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること(浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。)</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。</p> <p>ア 広域観光事業</p> <p>イ 広域文化事業</p> <p>ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業</p> <p>エ 広域的人材育成及び人材活用事業</p> <p>オ 広域研修事業</p> <p>カ 地域イベント助成事業</p> <p>キ 地域間交流事業</p> <p>ク 地域産業育成事業</p> <p>ケ 地域づくり支援事業</p> <p>(2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。</p> <p>(3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること(那覇市及び浦添市に係るものに限る。)</p> <p>(4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること(糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。)</p> <p>(5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること(浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。)</p> <p><u>(6) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること(豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係るものに限る。)</u></p>

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

区分	市町村	負担割合	台
1 一般管理費	浦添市、那覇市、南風原町、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費	均等割 人口割 30% 70%
2 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、南風原町、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	事業費	関係市町村の協議により定める
3 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那覇市、浦添市	建設費	人口割 100%
4 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町	管理運営費	利用実績割 100%
		建設費	人口割 100%
5 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦添市、豊見城市、南城市、糸満市	管理運営費	利用実績割 100%
		民生費	均等割 法人数割 5% 95%

別表(第15条関係)

区分	市町村	負担割合	台
1 一般管理費	浦添市、那覇市、南風原町、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費	均等割 人口割 30% 70%
2 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、南風原町、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	事業費	関係市町村の協議により定める
3 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那覇市、浦添市	建設費	人口割 100%
4 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町	管理運営費	利用実績割 100%
		建設費	人口割 100%
5 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦添市、豊見城市、南城市、糸満市	管理運営費	利用実績割 100%
		民生費	均等割 法人数割 5% 95%
6 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務	豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町、久米島町	民生費	均等割 監査件数割 5% 95%

那覇市国場児童館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市国場児童館
所在地 那覇市字国場 3 5 3 番地

- 2 指定管理者となる団体
名 称 一般社団法人 沖縄じんぶん考房
所在地 那覇市首里池端町 34 番地 2F
代表者 代表理事 山崎 新

- 3 指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市国場児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

工事請負契約について
(若狭小学校屋内運動場改築工事 (建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年11月28日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 契約の目的 若狭小学校屋内運動場改築工事 (建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 527,615,000 円
- 4 契約の相手方 共和産業・大進建設共同企業体

代表者 沖縄県那覇市前島一丁目9番7号
共和産業株式会社
代表取締役 下地 和彦

構成員 沖縄県那覇市具志3丁目23番21号
株式会社大進建設
代表取締役 前原 進

(提案理由)

若狭小学校屋内運動場改築工事 (建築) を施工するため、この案を提出する。

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 10 月 24 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について（小禄支所等建設工事（建築））
（令和 3 年 6 月 28 日同意）

工 事 名 小禄支所等建設工事（建築）

契約の相手方

受注者 國場組・ニシダ工業共同企業体

所在地 那覇市久茂地 3 丁目 21 番 1 号

代表者 商 号 株式会社 國場組

代表者 代表取締役 玉城 徹也

所在地 那覇市真嘉比 3 丁目 6 番 3 号

構成員 商 号 株式会社 ニシダ工業

代表者 代表取締役 西田 伯夫

- 2 変更する事項 契約金額
既 決 金 額 483,725,000 円
変更する金額 491,975,000 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 10 月 25 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(第一牧志公設市場建設工事(建築))
(令和 2 年 6 月 26 日同意)

工 事 名 第一牧志公設市場建設工事(建築)

契約の相手方

受注者 國場組・大米建設共同企業体

代表者 所在地 那覇市久茂地三丁目 21 番 1 号

商 号 株式会社 國場組

代表者 代表取締役 玉城 徹也

構成員 所在地 那覇市高良 3 丁目 1 番地 1

商 号 株式会社 大米建設

代表者 代表取締役社長 国吉 修

- 2 変更する事項 契約金額
既 決 金 額 2,819,257,100 円
変更する金額 2,829,095,500 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 10 月 31 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(第一牧志公設市場建設工事(機械))
(令和 2 年 9 月 28 日同意)

工 事 名 第一牧志公設市場建設工事(機械)

契約の相手方

受注者 和高建設工業・オカノ・金吉設備工業共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市田原 4-5-2

商 号 株式会社 和高建設工業

代表者 代表取締役 喜屋武 護

構成員 所在地 那覇市安謝 1 丁目 23 番 8 号

商 号 株式会社 オカノ

代表者 代表取締役社長 與儀 盛輝

構成員 所在地 沖縄県那覇市田原 4-5-2

商 号 株式会社 金吉設備工業

代表者 代表取締役 喜屋武 護

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 303,688,000 円

変更する金額 313,276,700 円

専決処分の報告について
(市道松山 25 号穴ぼこによる車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 11 月 8 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 市道松山 25 号穴ぼこによる車両損傷事故

2 賠償の相手方
及び賠償額

相 手 方 那覇市辻 2 丁目在住

賠 償 額 5,610 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は賠償の相手方に対し、責任割合を 3 割として上記の賠償額を支払う。
- (2) 那覇市と賠償の相手方は、本件事件に関し、上記賠償金のほか何らの債権債務のないことを確認する。

専決処分の報告について
(鳥堀公園の樹木の侵入根による排水管詰まり事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 10 月 19 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 鳥堀公園の樹木の侵入根による排水管詰まり事故

- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市首里鳥堀町在住
賠 償 額 93,500 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 10 月 20 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 議決事件名 工事請負契約について「宇栄原市営住宅第 5 期建替工事（建築）」（令和 3 年 3 月 22 日同意）

工 事 名 宇栄原市営住宅第 5 期建替工事（建築）

契約の相手方

受注者 野原建設・IMICORPORATION 共同企業体

代表者 住 所 沖縄県那覇市長田 2 丁目 10 番 32 号
商 号 株式会社 野原建設
代表者 代表取締役 上地 修

構成員 住 所 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 2 番 19 号
商 号 株式会社 IMI CORPORATION
代表者 代表取締役 池原 紀夫

2 変更する事項 請負代金額

既 決 金 額 1,874,837,800 円

変 更 金 額 1,881,716,100 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和4年10月25日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について（与儀小学校校舎等改築工事（建築））（令和3年9月29日同意）

工 事 名 与儀小学校校舎等改築工事（建築）

契約の相手方

受注者 金秀建設・平川建設・沖縄ピーシー共同企業体

代表者 沖縄県那覇市旭町112番地1

金秀建設株式会社

代表取締役 上地 千登勢

構成員 沖縄県那覇市具志1丁目12番3号

株式会社 平川建設

代表取締役 平川 哲也

構成員 沖縄県沖縄市海邦町3番地27

沖縄ピーシー株式会社

代表取締役 眞榮平 孝

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,116,745,300 円

変更する金額 1,111,052,800 円

